

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

Vol.11

CONTENTS

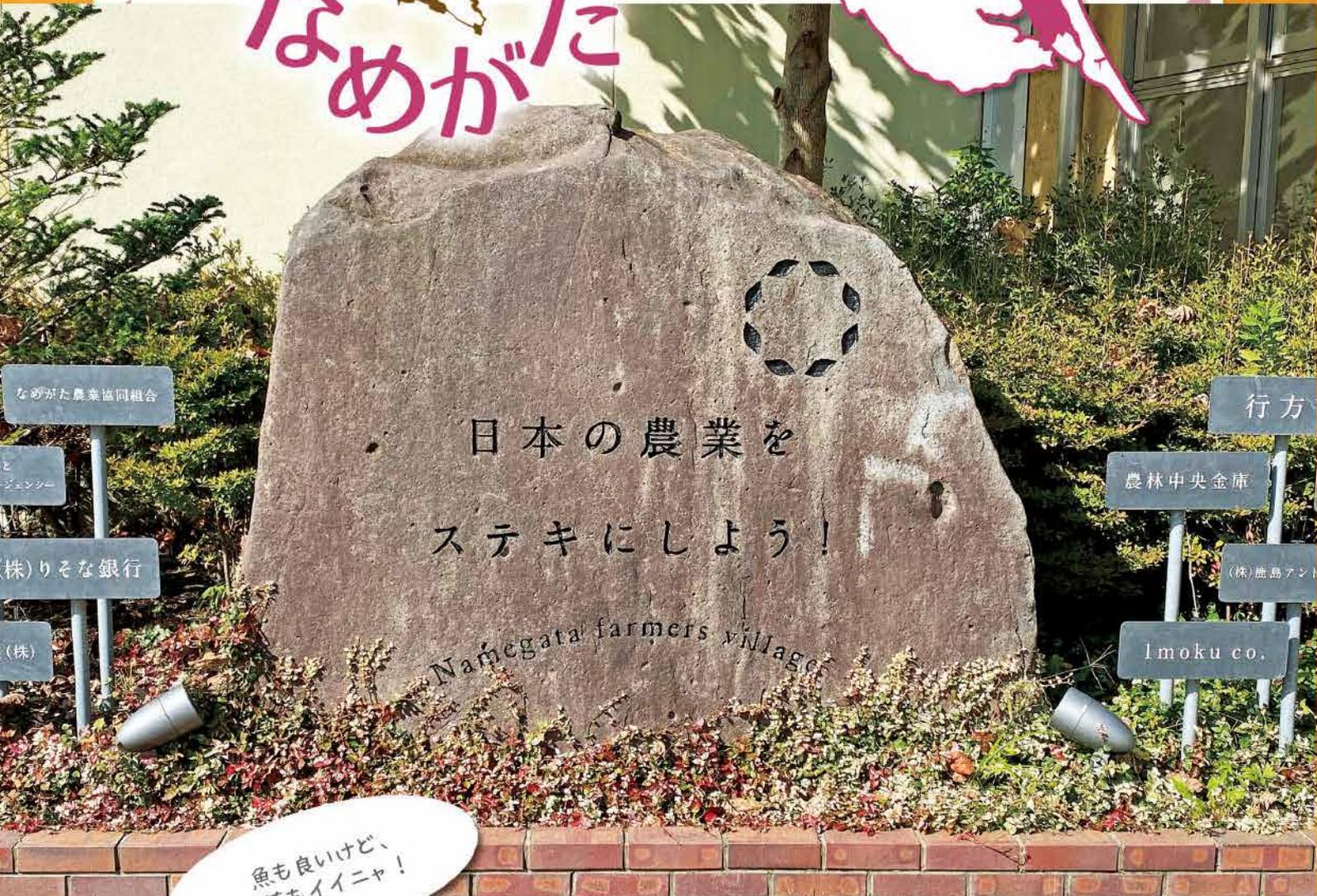
- ◆ ユキマサ君が行く「弐湖の国なめがた」
- ◆ こんにちは！行政書士です。
- ◆ 現代の公益を担うNPO
- ◆ 預けて安心！
～自筆証書遺言保管制度
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

ユキユキくんがいて



湖の国 なめがた

行方市



魚も良いけど、
野菜もイイニャ!



「湖の国なめがた」とは日本を代表する湖、霞ヶ浦（西浦）と北浦2つの湖に挟まれた水の国行方（なめがた）市の愛称です。霞ヶ浦から美しい筑波山を臨むことができ、肥沃な行方台地が広がる風光明媚・比較的温暖な場所です。湖岸には水田地帯、傾斜や起伏の多い台地には大規模な畑作地帯が広がり、その先進的な取り組みにより、茨城農業をリードする地域となっています。今回はそんな行方市を訪れました。



2005年(H17年)9月2日、行方郡の麻生町、玉造町、北浦町が合併し、行方市が発足。2020年に市制施行15周年を迎えました。

「行方」という地名は、今から1,300年前の奈良時代の初め頃に作られた「常陸国風土記」で確認する事が出来ます。霞ヶ浦一帯は広大な入海だったと記され、ヤマトタケルノミコトがその水辺と台地の入り組んだ様子を「行細し」と、表現したことが由来とされています。

行方台地は貝塚をはじめ、縄文・弥生時代の集落跡や土器などの出土が多数みられることから、古くから人々の暮らしに最適で、千年以上にわたり生産と生活が持続的に営まれてきた地域だったことがうかがわれます。



大場家
式湖の国行方



大場家は、水戸徳川家初代藩主徳川頼房が領内巡視の折、宿舎兼水戸藩南部の藩政事務所として寛永年間(1624～44年)に建てられたものとされ武家邸造りで「御殿」ともよばれました。

西蓮寺
式湖の国行方



西蓮寺は天台宗の寺で奈良時代の782年、桓武天皇の勅願により創建されたと伝えられる古刹です。

仁王門、相輪櫓共に、大正6年(1917年)に旧国宝に、戦後に改めて国の重要文化財に指定されています。

境内では、秋は彼岸花やイチヨウの紅葉などを楽しむことができます。



2017年、農産物の最高栄誉となる「農林水産祭 天皇杯」を受賞し、名実ともに日本一となった行方市のサツマイモ。丹精込めたサツマイモの美味しさを、そして行方市自体の魅力を伝えるため、数多くの住民たちが今日も力を尽くしています。

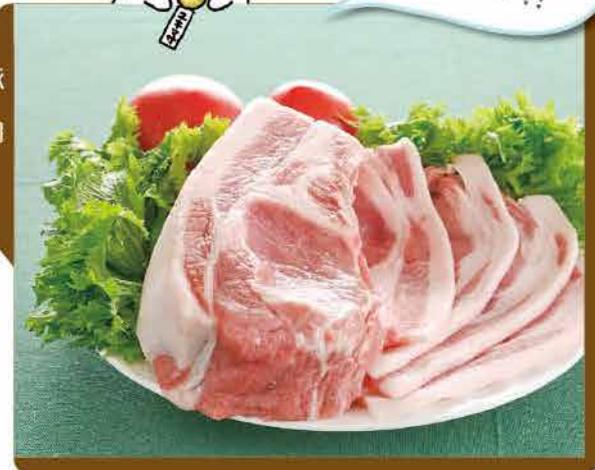
目指すのは農産物の生産から加工品製造、流通、販売までを含めて農業活性化を図る6次産業化の推進。市役所にはブランド戦略室が設けられ、農水産物の加工品生産から流通販売までトータルで生産者をサポートしています。

サツマイモ



脂がのってるニャ！
今夜のオカズは
トンカツだニャ！！

豚肉



6次産業化商品等



NAMEGATA ICE



野菜盛り



トマト塩糀



その象徴が、2018年9月にリニューアルされた「行方市観光物産館こいこい」です。直売という中間業者を通した出荷とは別のルートがあることは、小規模な生産農家などには活路となるでしょう。

なめがたファーマーズ・ヴィレッジは「日本の農業をステキにしよう」という合言葉の下、総敷地面積は約20万坪に、サツマイモの菓子加工工場、ミュージアム、店舗やレストランなどの商業棟、貸農園や自家農園などの畑、自然豊かな森、グランピング、サツマイモの貯蔵庫などが整備されています。



なめがた
ファーマーズ
ヴィレッジ



これなら、
日本の農業も
ステキになるニャ!!



①なめがたファーマーズヴィレッジ ②さつまいも畑
③食農事業



運営を行うのは白ハト食品工業株式会社、JAなめがたしおさいと農家が出資した農業生産法人、株式会社なめがたしろはとファームです。なめがたファーマーズ・ヴィレッジは第12次産業化を掲げ、農業体験や食育などの観光、遊休公共施設のリノベーション、IT（情報技術）農業、地元や賛同企業と連携したイベント、移住促進や少子化対策、まちづくりなどの地域貢献事業を行おうとしており、ここで働く若い世代が新たな農業カルチャーを創っていくことが期待されます。



ご希望の方は、メールかFAX、ハガキにて本誌のご感想をお寄せ下さい。

締切/令和3年2月末日

当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

「季のきらめき」第11号の発刊に寄せて



行方市長
鈴木 周也

「季のきらめき」第11号の発刊、おめでとうございます。

行政書士会の皆さまには、日頃から、市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。また、頼れる街の法律家として、無料相談等による市民の悩み事の解決や最適な法務サービスの享受に向けた支援等、熱心な活動を展開されておられますことに、心から敬意と感謝の意を表します。

さて、行方市は、常陸国風土記にも記されている歴史あるまちです。その証として、千年村プロジェクトによる認証を全国で初めて受けています。

60品目以上の野菜、霞ヶ浦北浦の湖の恵みや文化遺産など、持続可能でたくさんの魅力に溢れる行方市にぜひお越しください。

こんにちは！行政書士です。

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。令和2年10月末現在、全国で会員登録者数は49,441名となっており、茨城県行政書士会には、1,196名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- 貨物自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、決算書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- 公的機関助成金、融資手続き
- 雇用、賃金についての相談
- 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- 遺言書、遺産分割協議書、相続
- 内容証明郵便の作成
- 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- 交通事故調査
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作物の登録
- 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産 に関すること

- 住宅賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請



現代社会に不可欠！ 社会貢献活動の場で、活躍が期待されるNPO

いまや、福祉、教育、まちづくり、環境、国際化など山積する社会問題はさらに多様化し、不特定多数を公正平等に扱う行政だけでは賅い切れなくなっています。そこで、期待されるのが、特別な経験や知見を用いながら独自の切り口で多様な社会ニーズに応えるNPOの存在です。

NPOは、特定非営利活動法人 (Non-Profit Organization) の略称で、特定非営利活動という特定の社会貢献活動を行うことを目的に設立される法人です。



NPOは、以下のような特定非営利活動の1つ以上を行わなければなりません！

特定非営利活動 /	NPO数	特定非営利活動 /	NPO数
■ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	30,013	■ 社会教育の推進を図る活動	24,767
■ まちづくりの推進を図る活動	22,660	■ 観光の振興を図る活動	3,072
■ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2,619	■ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,318
■ 環境の保全を図る活動	13,488	■ 災害救援活動	4,179
■ 地域安全活動	6,201	■ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	8,750
■ 国際協力の活動	9,311	■ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,786
■ 子どもの健全育成を図る活動	24,193	■ 情報化社会の発展を図る活動	5,681
■ 科学技術の振興を図る活動	2,807	■ 経済活動の活性化を図る活動	9,044
■ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	12,881	■ 消費者の保護を図る活動	3,020
■ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	23,962	■ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	278

*NPO数は、全国の2020年3月31日時点のものです。

NPOには法人格が与えられるので、資金面でも補助金や融資を受け、単なるボランティア団体ではハードルが高い本格的な社会貢献事業を主体的に行うことも可能です。

また、同時に飲食店や物販などの収益事業を行うことも許されています。

NPOを設立して社会貢献活動をするには？

さらに、NPOには、登記の際の登録免許税や法人税等で優遇措置があります。これもNPOが公益的な存在であり、社会に貢献することが期待されているからです。

一方で、公益性を確保するため、NPOを設立、運営するうえでは特定非営利活動促進法によりその組織態勢については一定の規制・条件があります。



NPOの組織上の条件・制約

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 出資者10人以上で運営しなければならない。
(10人以上の社員 ¹ が必要。) | 2 | 趣旨に賛同する人は、だれでも参加できる。
(社員に条件がつけられない。) |
| 3 | 役員として、3人以上の理事と1人以上の監事が必要。 | 4 | 親族のみの役員構成は認められない。
(役員の親族制限がある。) |
| 5 | 役員のうち報酬をもらえるのは、3分の1以下。 | 6 | 出資者(社員)1人につき1票の議決権。
(出資額で権限を集中できない。) |
| 7 | 利益が出たとしても出資者に配当できない。
(非営利 ² ということ) | 8 | 毎年、事業報告を提出するなど都道府県の監督を受ける。 |

など

*1)社員とは法人に対する出資者のことであり、株式会社で言うところの株主にあたります。決して、従業員のことでありません。
*2)非営利とは、利益が出ても出資者である社員に対して配当しないことを指します。決して、お客様からお金を取ってはいけないということではありません。収益活動を行っても何の問題もありません。ただし、その利益は特定非営利活動に使用しなければなりません。



NPOの設立手続き



NPOを設立するためには

- 1 定款や設立趣旨書等を作成し、必要な書類を添付して、都道府県等に申請します。
- 2 都道府県等では、1ヶ月の公告・縦覧(市民によるチェック)を含む3ヶ月以内の審査を行い、認証します。*公証人による定款認証は必要ありません。
- 3 申請者は認証後2週間以内に登記しなければなりません。この登記をもってNPOは設立されます。

行政書士は、NPOの設立に際して、**定款**や**設立趣旨書**等の必要書類の作成・収集から**認証申請手続きの代理**までお手伝いできます。(認証後の登記は司法書士の業務となります。)

また、行政書士は設立後の都道府県等への**報告手続き等も代理**できます。

預けて安心！～自筆証書遺言保管制度

令和2年7月10日から新しい制度が開始しました。
あなたの大切なご遺言を、遺言書保管所（法務局）
が守ります。



遺言に関する新旧比較表

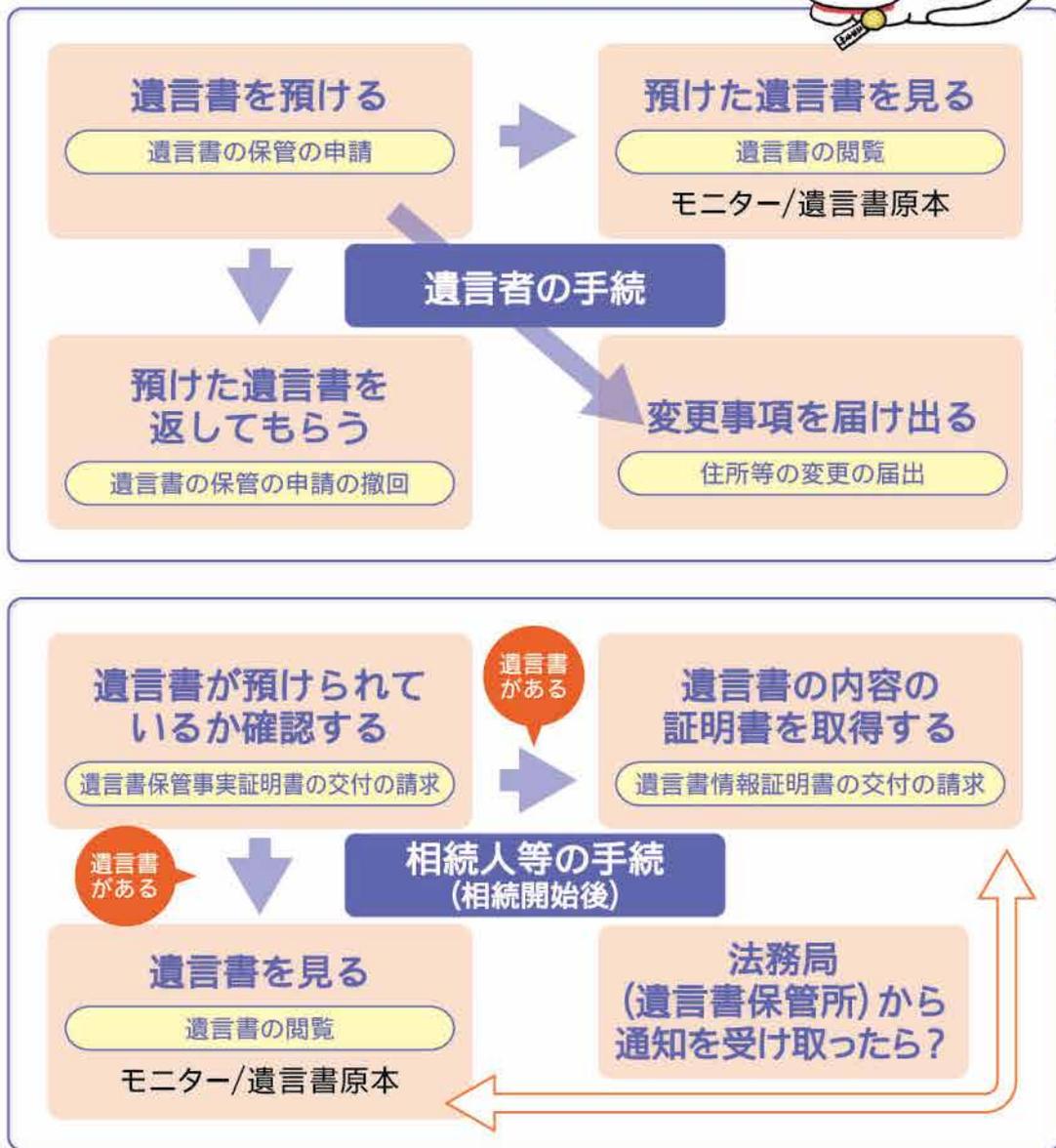
	従来の自筆証書遺言	遺言保管制度を利用した自筆証書遺言	公正証書遺言
保管先	遺言者	法務局	原本は公証役場。 正本及び謄本は遺言者。
費用	遺言者が保管する場合は特に費用はかかりません。	保管費用は 3,900円／1通	遺言作成時に法定の手数料が必要。 一般的には数万円から。
検認 <small>家庭裁判所での手続</small>	必要	不要	不要

今でも、自筆証書遺言を作成した後、
保管制度を利用せずに自分で保管
することもできるニャ！





自筆証書遺言書保管制度の主な手続



自筆証書遺言保管制度
については最寄りの
行政書士に相談ニャ!



相続をめぐる紛争を防止する観点から、本制度では、

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書を法務局 (遺言書保管所) でお預かりします。
- ② 保管の際は、法務局職員 (遺言書保管官) が民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認 (全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等) を行います。
※遺言の内容について、法務局職員 (遺言書保管官) が相談に応じることはできません。
※本制度は、保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。
- ③ お預かりする遺言書は、その原本及びデータを長期間適正に管理します。
- ④ 相続開始後は、相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるよう、証明書の交付や遺言書の閲覧等に対応します。
- ⑤ 相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をした場合には、その他の全ての相続人等へ遺言書が保管されている旨の通知をします。
- ⑥ 本制度で保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となります。

茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週電話無料相談窓口を設置し、相続など市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金の申請等に関する相談会を県内各所で開催しています。今後も、許認可申請にとどまらず、事業継承、補助金や給付金の申請など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、その事業の継続、経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権」や「ゴミ問題」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。

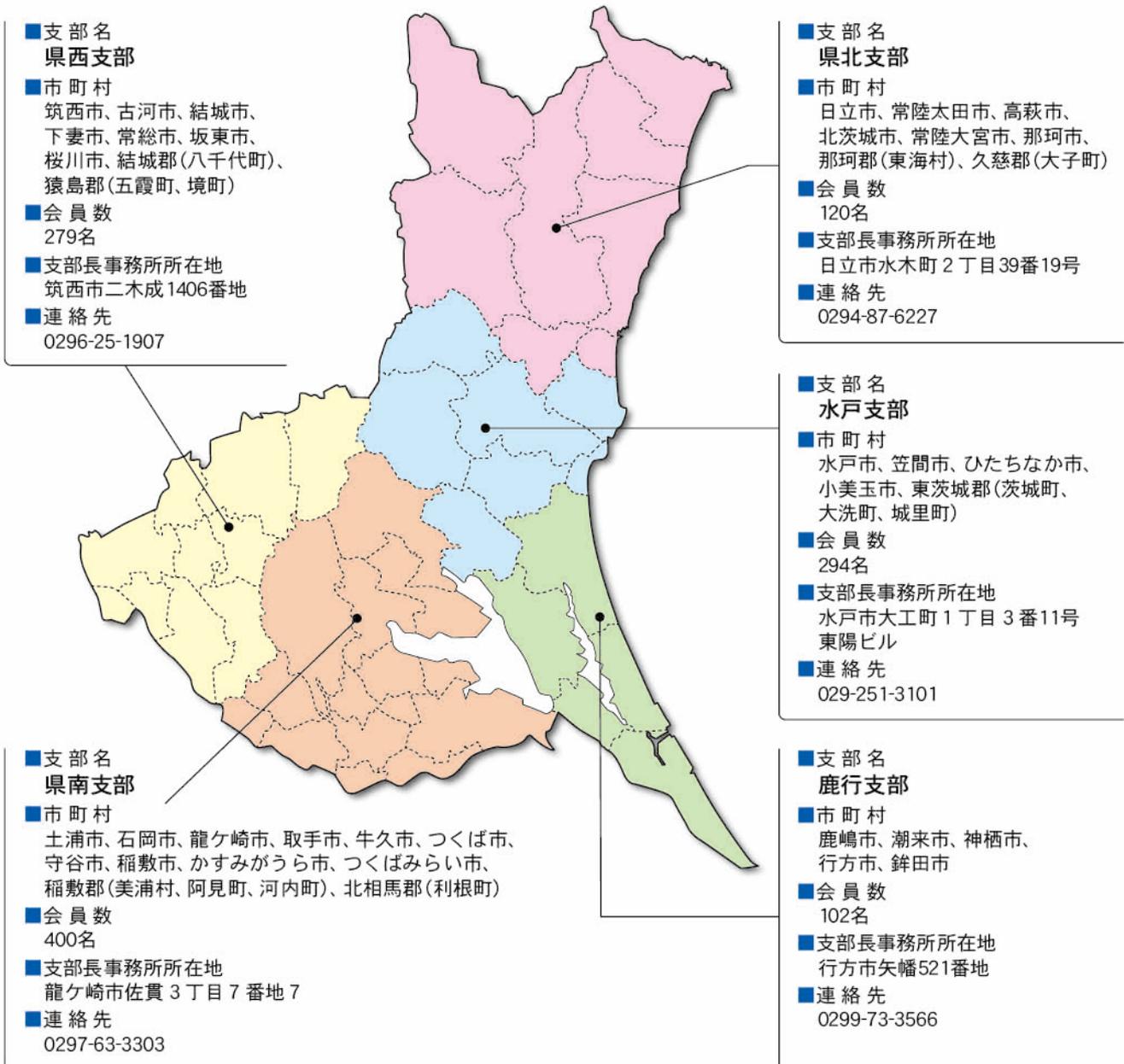


災害支援

茨城県行政書士会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内27市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介



(令和2年10月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索 

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

令和2年度 無料相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和2年12月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	石岡市	国府地区公民館	毎月第3土曜日 (12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時～午後4時	担当 若山 0299-43-0536
	潮来市	潮来市社会福祉協議会 会議室	12/12	午前10時～正午 午後1時30分～午後3時30分	担当 小嶋 0299-73-3566
	稲敷市	稲敷市役所1階相談室 (当日電話予約)	原則毎月第2・4日曜日(12/13・12/27・ 1/10・1/24・2/14・2/28・3/14・3/28)	午前10時～正午	予約先:稲敷市役所 総務課 029-892-2000
う	牛久市	牛久市役所分庁舎1階相談室	原則毎月第4土曜日(12/26・1/23・2/27・ 3/27)	午後1時～午後4時	担当 石神 029-896-3417
か	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 1階ロビー内	毎月第3水曜日 (12/16・1/20・2/17・3/17)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター	毎月第3土曜日 (12/19・1/16・2/20・3/20)	午前10時～正午	担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所401会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (12/2・1/7・2/2・3/3)	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	五霞町	中央公民館	2/20	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685
さ	境町	境町中央公民館 2階小会議室	原則第4日曜日 (12/20・1/31・2/28・3/21)	午後1時～午後4時	担当 肥後 090-3043-1916
	桜川市	岩瀬庁舎第一庁舎	12/14・2/15	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
し	常総市	常総市役所水海道庁舎 市民ホール	12/1・1/5・2/2・3/2	午後1時～午後4時 (10/16のみ午前10時～午後4時)	担当 飯塚 0297-42-5880
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	12/19・2/13	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階302会議室 (要予約)	原則毎月第2または第3木曜日 (12/10・1/14・2/18・3/11)	午後1時～午後4時	担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階相談室(要予約)	原則毎月第3木曜日 (12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分ごと)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (12/11・1/15・2/12・3/12)	午後1時～午後3時	予約先:東海村社会福祉 協議会 029-282-2804

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
は	坂東市	岩井公民館	1/31		
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	奇数月第2水曜日・偶数月第2・4水曜日 (12/9・12/23・1/13・2/10・2/24・3/10)	午後1時～午後4時	予約先:日立市役所 広報戦略課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 201会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日(月曜が祝日の場合は翌日) (12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時30分～午後5時	予約先:担当 飛田 0295-52-3319
み	水戸市	茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第2金曜日 (12/11・1/8・2/12・3/12)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	中央公民館	原則第2土曜日 (12/12・1/9・2/13・3/13)		
や	八千代町	中央公民館	2/27	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685

頼れる街の法律家として 皆様に寄り添う行政書士!!



茨城県行政書士会
会長代行 **飯塚 富雄**

「季のきらめき」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。行政書士という職業と、その内容についてご理解いただけたでしょうか？

茨城県内には約1,200名の登録会員が居り、それぞれの地域において、県民の皆様方の身近な存在として気軽にふれあい、日常生活における困りごとや事業経営に関する種々な相談に応じたり、官公署に提出する各種書類の作成、あるいは、相続関係をはじめ権利義務

や事実証明に関する書類の作成を業としております。

複雑多岐に亘る社会生活の中で、各種の手続には必ず書類の作成を伴いますが「どのような書類を揃えたら良いか、書き方が解らない」そのような時こそ、身近な街の行政書士を頼って見てはいかがでしょうか？

コロナ禍真っ直中にある今日、誰も日常生活に少なからず影響と制約を余儀なくされていることと思われませんが、収束に至るまでには相当な年月を要するとも言われておりますので、お互いに気を緩めず、正しく恐れながら社会生活を送って行きたいと思っております。

今後共、行政書士への深いご理解とご活用の程、よろしくお願い申し上げます。



年2回発行

発行所 〒310-0852
水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732



発行者 会長 國井 豊
編集 担当副会長 嶋田 広一
広報・監査部 石神 敦子
吉成 俊勝
嶋 由美子

印刷所 コトブキ印刷株式会社

ご感想をお寄せ下さい

E-mail: info@ibaraki-gyosei.or.jp

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用
に
関すること

相続や
遺言書に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

外国人の
手続に
関すること

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援
公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

